

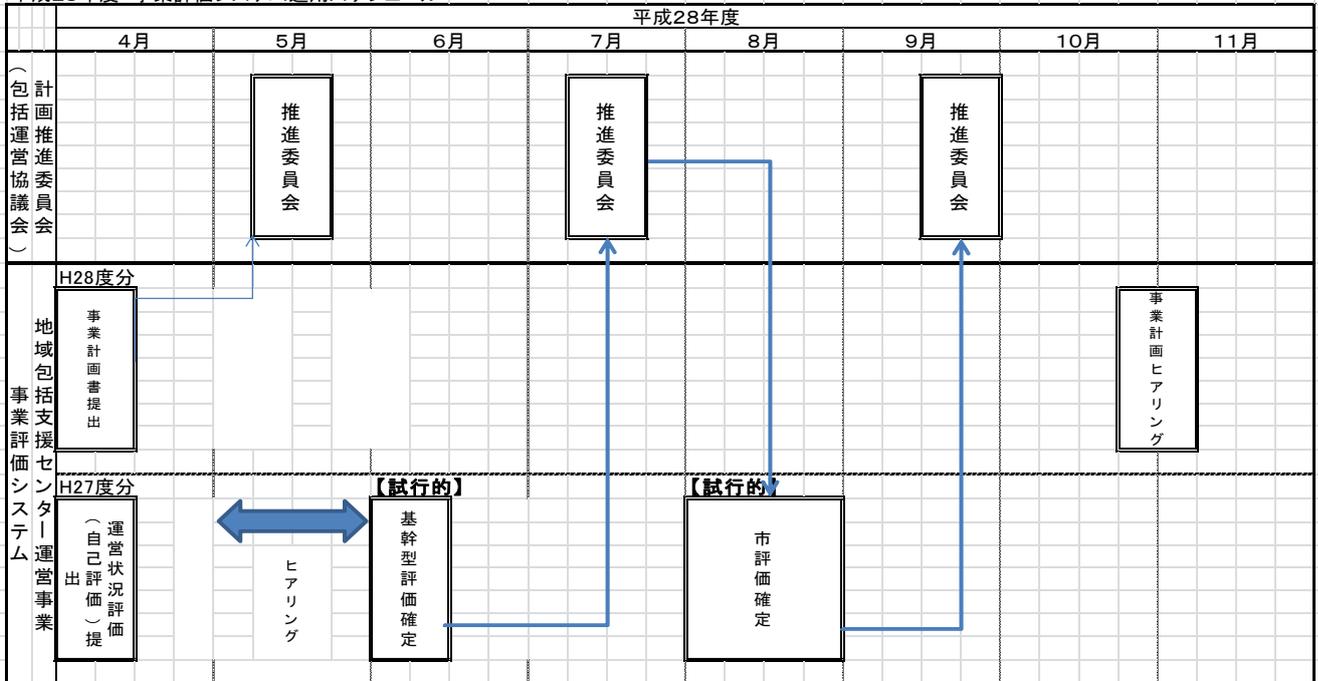
1 平成27年度地域包括支援センター（以下「センター」）事業評価の概要

介護保険法の改正により、効果的な運営の継続に向けて、センター自らがその取り組みを振り返るとともに、設置者である市町村がセンターの運営や活動に対する点検や評価を定期的に行っていくことが重要であり、その実施に努めなければならないことが示された。（第115条の第46第4項、法115条の第46第9項）

本市における事業評価は、センターと市が目標を共有し、センターが事業計画に基づき円滑に業務を遂行できるように支援すること及び、組織の育成を目指しているものである。初年度となる27年度の事業評価については、重点的な取組方針、組織の運営体制、職員間の連携、公正中立、緊急時の対応等基本的な7項目の運営状況について試行的に評価する。

2 事業評価の流れ

平成28年度 事業評価システム運用スケジュール



3 ヒアリングの概要

(1) 概要

基幹型センター職員（3～4人）が、センターに出向き、次の内容のヒアリングを行った。

各センターが提出してきた運営評価（自己評価、内容、総合評価）について、その理由や根拠等について確認した。例えば緊急時の対応マニュアルや行動計画書、施設方法等、具体的に書類、物品の保管場所等の確認を行った。

ヒアリングの実施結果を基に、基幹型職員間で協議し、基幹型センターとしての評価を決定した。

(2) 日程

平成27年10月から12月にかけて中間ヒアリングを実施し、事業計画の進捗状況や課題等を把握し必要な支援を行った。また、次の日程で各包括から提出された事業評価についてヒアリングを実施した。

1時間30分程度（ヒアリング時間）						
包括名			日時			
茅ヶ崎地区	地域包括支援センター	ゆず	5月	16日	月曜	9時30分
南湖地区	地域包括支援センター	れんげ	5月	12日	木曜	15時00分
海岸地区	地域包括支援センター	あい	5月	12日	木曜	9時30分
鶴嶺東地区	地域包括支援センター	さくら	5月	24日	火曜	13時00分
鶴嶺西地区	地域包括支援センター	みどり	5月	24日	火曜	15時00分
湘南地区	地域包括支援センター	すみれ	5月	12日	木曜	13時00分
松林地区	地域包括支援センター	くるみ	5月	16日	月曜	13時00分
湘北地区	地域包括支援センター	あかね	5月	16日	月曜	15時00分
小和田地区	地域包括支援センター	青空	5月	20日	金曜	15時00分
松浪地区	地域包括支援センター	さざなみ	5月	24日	火曜	9時30分
浜須賀地区	地域包括支援センター	あさひ	5月	20日	金曜	13時00分
小出地区	地域包括支援センター	わかば	5月	20日	金曜	9時30分

4 全体的な事業評価の結果

すべてのセンターにおいて、運営状況については、市が求める水準である「3」を満たしていた。また、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画等市の方針を踏まえ、事業計画を策定し活動するとともに、職員間が連携協力して積極的に地域の方々等の顔の見える関係づくりに努めていた。

ほとんどのセンターにおいて、地域ケア会議を開催した。独自で介護予防教室や認知症カフェに取り組んでいるセンターもみられた。

求められる評価基準を満たし具体的な成果を上げていくために、いくつかのセンターにおいては、次に掲げる課題に取り組んでいただきたいと考えている。

- ・苦情対応マニュアルはあるが、苦情記録票が完備されていない。
- ・緊急連絡網は整備されているが、緊急時の行動計画が整備されていない。
- ・個人情報保護マニュアルはあるが、職員で話し合うなどの意識啓発を行う必要がある。